

「千一問」に見る 戦後マレー世界のムスリム男女

光成 歩

はじめに

アジア・太平洋戦争の終結後、就業や就学機会を求めて移動する動きが活発化した。出身地から離れた人びとは、新しい環境下で問題に直面しても身近に参照できる規範があるとは限らない状況で生活を送っていた。『カラム』の読者投稿欄「千一問」には、そうした新しい環境下で生きるムスリム男女が身近な人とは相談しにくい問題や自分や周囲の既存の規範では対応できない問題を質問の形で同署して共有していた。

戦後のマレー世界では、女性の社会的地位に関する議論が活発になっていた。この背景は複合的で、一方では戦災で家族を失った女性の困窮が都市部を中心に問題となっていた。他方で、戦前における女子教育のゆるやかな浸透や戦時下の女性の経済活動などを通じて戦後は女性の社会進出が顕著に進んでいた。社会における女性の位置付けが従来とは変わりつつあることそのものが生活のさまざまな場面でムスリム男女双方に戸惑いをもたらしていた。

本稿は、戦後復興期のマレー世界における女性の位置付けをめぐるムスリム男女がどのような悩みを抱えていたのかという点について「千一問」の質問を取り上げ、生活のなかで抱える課題が読者の言葉でどのように語られていたのかを検討する。

「千一問」投書者の性別は、実名もしくは筆名から判断すると全624件の質問のうち男性名によるものが559件、女性名によるものが36件、イニシャルなどしか記されておらず性別不明のものが19件だった¹⁾。筆名14人分のうち女性であることを示す投書者からの4件の質問を含めれば、少なくとも40件が女性名

による質問であった〔山本 2020〕。

「千一問」の記事は読者からの質問と編集者による回答からなる。回答には編集者の意向が強く反映されているため、以下では質問のみを取り上げ、質問の背景にある当時のマレー世界の社会状況と女性の位置づけ、およびそれに対する読者の心情を捉える。

1. 都市における男性と女性

戦争直後の都市は混乱しており、住居不足が深刻だった。このことに関連して、結婚後の居住は妻の実家と夫の実家のどちらがよいかを尋ねる質問がある。

既婚者で自分の家を持っていない男性にとって、男性が義理の親と住むか、妻を夫の両親と住ませるか、どちらがよいと思いますか。インド、エジプト、アラブのイスラム教徒は、結婚したら男性は（我々がよく行っているように）義理の親と住みますか。それとも妻を自分の両親の家に連れてきますか。（1950年11月号、P.M. 男性、スレンバン）

マレー人コミュニティに結婚後の居住の厳格な決まりはなく、投書にあるように、結婚直後は妻方居住が選択されることが多い。農村社会では状況に応じて合理的な方を居住地とする柔軟な決定方法が採られる。この質問からは、マラヤ各地から都市に移動した人びとが新しい住環境のもとで住居の問題を検討していることが窺われる。物価が高騰する戦後の社会において、家族を養うにあたっての収入の低さを嘆く以下のような質問もあった。

もしある人物の収入が自分の妻子を養うのに十分ではなく、退職や昇給を願いでることもできない場合、その人物はどうしたらいいですか。（1951年5月、A.S. 男性、ペラ州バトゥ・ガジャ）

1) 初期の投書には筆名によるものもいくつか見られたが、実名と住所を記した投書のみ掲載するという編集部からの呼びかけを経て、1951年ごろを境に筆名による投書は掲載されなくなった。本稿では投書者の名前は筆名・実名を問わずに仮名とする。また、本稿で引用する質問は、本共同研究グループによる日本語試訳をもとに一部著者が変更した。

都市では世帯規模は小さくなりがちで、この質問者は妻子のみを扶養家族と捉えている。住居の問題が世帯収入の問題と関わっていることはもう1件の質問に明確に見て取ることができる。

私の給与は月に200ドルしかありません。時々それより多かったり少なかったりします。私には16人もの扶養家族がおり、借家に住み、学校に通う子供たちもいます。日々の出費は最低でも600ドル、たまにそれ以上かかることがあります。これは衣料費を含めない額です。物価が何もかも高い中で、出費を最低限に抑えるようにしています。この悲惨な状況から逃れる方法について何か助言を頂けますでしょうか。(1951年11月号、M.D. 男性、トレンガヌ州スブラン・マラン)

都市部の居住者のほとんどは給与生活者であるとともに、都市部では住居、食料、教育、衣料など生活全般に必要な物やサービスの調達に金銭を必要とした。女性の就業機会および賃金が極めて低かった状況において、稼ぎ手は事実上男性が担うこととなり、投書からは日々の支出を賄うことが困難な状況を垣間見ることができる。

その一方で、戦後マレー世界では製造業やサービス業を中心に働く女性が増えていた。学校や職場に女性が多く進出するようになると、異なる宗教や価値観に出合う機会が増えた。戦災からの復興と独立準備が模索される過程で、女性の社会的位置づけを再定義しようとする前向きな問いかけが目立った。それらのうち象徴的なものは、女性による知識の探究を積極的に位置付ける一群の投書である。

女性が高度な知識を学ぶ意義は何ですか。(1951年1月号、A.A. 男性、ペラ州イポー)

ムスリムの男女に対して知識の追究を義務とするハディースの意図について説明して下さい。追究すべきものとは、現世に存在するあらゆるものに関する知識でしょうか。もしくは来世につながる知識でしょうか。ムスリムの男女は、現世に関する知識だけ追究すれば、義務を果たしたことになりますか。(1952年5月号、S.A. 男性、ジョホール州ムアル)

マレー世界では太平洋戦争後に女性の就学率が急速に伸び、1950年代初頭には女性が学校教育を受けるべきことは多くの家庭で受け入れられつつあっ

た。S.A.による質問は、「男女」のムスリムに義務付けられている知識の探究が「現世に存在するあらゆるものに関する知識」と「来世につながる知識」(宗教知識)のどちらも含むべきなのではないかと問う論法により、イスラム教では男女の教育が対等に価値づけられているという前提が強調されている。

ただし、女性が教育を受け、そのために学校に通うことの理想や理念を支持することと、それまで男性の世界だった学校や職場に女性が参入することを受け止めることとは異なる経験だったであろうことがいくつかの投書に現れている。

宗教学校で勉強している時や会議などの集会の際に男性が女性と交流することは認められていますか。(1951年5月号、A.A. 男性、ペラ州バリット・ブンタル)

学校で同じクラスの女子を見つめたら法的にはどうなりますか。イスラム教義では顔と両手首を除いて男女が互いを見つめることは禁止されていますが、英語学校では多くのイスラム教徒の男女が半裸と見なされるような服装をしています。(1951年9月号、J.K. 男性、ジョホール州バトゥ・パハ)

女性が学校に通うようになり、やがて職場の一員となることは、女性にとって生活圏や行動範囲の広がりという新しい経験であっただけでなく、男性にとっても従来の生活圏や行動範囲に女性が参入してくるという日常生活を刷新する経験となった。これらの投書は、社会生活の場に参入してきた女性をどのように位置付けるかという男性読者の戸惑いを示している。

女性の生活圏や行動範囲の拡大に伴い、異なる宗教や価値観の人びとが会合う機会も増加すると、同じ場にいる他の人たちは許されているのに自分は許されないことが多くなり、なぜ自分だけ禁じられているのかという疑問が生じるようになる。とくに女性の装いに関して、多宗教社会ゆえに多様な基準が存在することについてどのように考えるべきか戸惑う投書が見られた。

私は幼い頃に村落にある学校に通い、普段は頭にトゥドン被っていました。現在、私は補助教員になりました。残念なことに私は同じ歳の女友達に揶揄されています。彼女らはトゥドンを被らず、髪にパーマをかけているからです。私も彼女たちの真似をしたいので

すが、私の両親は次のように言ってそれを禁じます。「小さい頃からイスラム教徒の子供としてお前を育ててきた。大人になってからキリスト教徒の華人の行動を真似るのか」。今私はどうしたらいいのか迷っています。また、私の友人たちは、ますますひどく私を揶揄するようになりました。女性が頭髪を人前に晒したら法的にどうなるのか、ご説明をお願いします。そのような行為は罪となりますか。(1954年6月号、C.R. 女性、ペラ州プキ・クラン)

宗教教育を受けたと自認する一人の女性が水着を着て美女コンテストに出場し、そのコンテストの行われ方を批判したウラマーに反論しています。彼女は宗教教育を受けたと自認しており、この行為は合法であると考えているようです。バトゥ・ロードにおける猥褻な問題は撲滅されていないのに、それにて比べ彼女らがそのコンテストで水着を着ることは社会に害を及ぼさないからだと言います。この件に関する貴殿のご意見はいかがでしょうか。(1955年12月号、A.I. 男性、スランゴール州クアラランプール)²⁾。

なぜイスラム教徒の女性はウェイトレスになる人が多いのでしょうか。これは法的にはどうなりますか。(1952年7月号、L.S. 男性、ペラ州フタン・ムリントン)

1 件目の投書では、キリスト教徒の華人との比較によって両親からトゥドゥンを被るよう求められる状況が示されている。2 件目と 3 件目では、異民族や異教徒の存在は明示されないものの、都市部の多宗教的な環境下で女性の行動や生業について考える内容となっている。多宗教社会では、異教徒に認められる装いがムスリム女性には相応しくないといった線引きが意識されやすくなるとともに、そうした考え方の妥当性が検討されやすくなることが表れている。

2. 結婚の多様なあり方

結婚についての投書からは、古い考え方や決まりと新しい考え方や決まりが混在していることへの戸惑いが伺える。

両親が娘を、愛してもいない若い相手と無理矢理結婚させました。しかし、多数の著作によると、イスラム

2) バトゥ・ロード(現トゥアンク・アブドゥル・ラーマン通り)はクアラランプール中心部の道路で、1950年代は歓楽街として知られていた。)

の教えでは結婚を強制することはありません。これに対して何か方法がありますか。(1952年9月号、R.R. 男性)

1950年代のシンガポールでは、ムスリム家庭において父親が娘の結婚を締結する際に強制を認めるという教義解釈は覆されつつあり、娘の意思を無視する強制が宗教的にも道徳的にも正しくないとする議論が広がりつつあった[光成 2012]。この投書は、娘と父の関係の動揺にどのように対応するべきかという戸惑いを吐露している。

親が決めた結婚相手とは結婚しなかった男女、すなわち、自分が決めた相手と社会的に認知される形式によらずに結婚した男女の存在は、イスラム教の教義の上では姦通をめぐる問いとして現れた。

ある女性が男性との姦通によって妊娠が確認され、恥を隠すためその後彼らが結婚した場合、その結婚は合法ですか。(1951年1月号、M.S. 男性、スランゴール州ウル・ヤム)

この頃の新聞、議会、シャリーア裁判所の判例などでは、カーディの元を渡り歩いて親が反対する相手と結婚しようとする男女や、親に認められずに駆け落ちした男女の事例に事欠かない[光成 2018]。こうした事実上の結婚は宗教上の正当性を欠く姦通と言及されている。投書に見られる特徴的な点は、コミュニティに認められない結婚生活を送ることにした夫婦のことよりも、そのような関係から生まれた子を心配していることである。

姦通によって生まれた子供が成長し、敬虔な信徒となりました。その敬虔な行いによりその人は来世での成功が得られますか。(1951年3月号、M.K. 男性、ジョホール州バトゥ・パハ)

姦通によって生まれた子供がその後イスラム教義に忠実に生活を実践していたとしたら、法的にはどうなりますか。(1951年10月号、A.S. 男性、ペラ州テロック・アンソン)

姦通によって生まれた人のイバーダートは合法ですか。また、その人がイマームになることは許されますか。(1953年12月号、M.M. 男性、パハン州ラウブ)

姦通に関する投書は、結婚相手を自分で選ぶことが姦通と揶揄されることは引き受けた上で、その関係から生まれた子がイスラム教の教義に照らしてどう位置づけられるのか、現世や来世で子の努力や行いが報いられるのかを気かけとする問いかけが大半を占めた。姦通をめぐる投書は1950年代初頭に集中的に掲載され、その後はまったく掲載されなくなる。この時期には強制婚が誤りであるとの考え方が浸透しつつあったことを踏まえると、結婚相手は結婚する本人の意思で決めるというあり方が急速に浸透していたと考えられる。

ムスリムと非ムスリムの間での改宗を伴わない異宗教婚も、コミュニティの認知や宗教による承認を伴わない結婚であると言える。

キリスト教徒の男性がイスラム教徒の女性を妻とし、それぞれ自分の宗教を信仰していました。もし子どもができた場合、その子はどちらの信徒と見なされるのでしょうか。(1951年3月号、M.A. 男性)

イスラム教徒の女性が、キリスト教徒のユーラシア人の男性と一緒にいました。彼らは結婚せず、改宗せずにそれぞれの信仰を守りました。その女性が死亡した場合、イスラム式に埋葬することは可能ですか。(1952年5月、H.I. 男性)

ここでも、子がどのように位置付けられるか、異宗教婚の当事者が亡くなった場合にどのように埋葬するかが問われている。当事者どうしは法的にもコミュニティ的にも結婚と位置付けられない関係を選んだとしても、子の位置づけや死者の弔いはコミュニティの対処を必要とするため、個人の問題がムスリム・コミュニティの問題へと転換されて問いが発生したのである。

3. 夫婦の悩みとメディア

メディアの議論が結婚を安定させることで女性を救済しようとする家族法改革に関心を集中させるなか、結婚の安定と女性の権利や地位の向上を結び付けない考え方についても、質問の形式をとることで表明されていた。

シンガポールでは、1950年8月にナドラの結婚が発表されたのち、10月には論争的となった婚姻適齢条例案が植民地の立法参事会に提案されて1951年

2月まで審議されていた。「女性はいつ結婚するのが最も良いですか」という質問はこの渦中で寄せられたもので、ムスリム女性が何歳から結婚できるかが社会的な議論となっていたことが念頭にあったと思われる。

女性はいつ結婚するのが最も良いですか。(1951年2月号、H.Y. 女性、ペラ州タンジュン・マリム)

ただし、女性名によるこの投書では、女性がいつ結婚するのが良いのかについて議会で交わされている法律をめぐる議論への言及も、女性がいつ結婚するのが良いかを決めてきた従来の社会規範や慣習への言及もなされていない。ムスリム女性がいつ、誰と結婚するかは、1950年代以前は両親が決めるものだった。これに対してこの投書者の簡潔な質問は、あえてそうした慣習を念頭に置いていないように見え、また、「いつ」(bila masanya)という問いかけは、結婚の年齢を決めることを議論する法律審議とも距離をとっているようにも感じられる。雑誌という顔の見えない者どうしのコミュニティにおいて、個人の持つ背景を削ぎ落として問いかける様は、親や法律が決める結婚のあり方に対し、結婚のあり方を自分自身で決めたいと考える同時代の女性読者の姿勢を浮かび上がらせている。

結婚や離婚や相続について法律を定めることで女性の結婚をめぐる問題を解消しようとする動きがあるなかで、以下の2件の投書は、法律的な議論の範疇を外れたところで夫との関係で悩む女性の存在を浮き彫りにしている。

イスラムの教えでは、妻が夫に従順であるよう命じています。どのような夫に従順であるべきなのでしょう。5回の礼拝の義務を怠り、イスラムの教義を学ぼうとせず、アッラーの教えに反した行為に夢中になるというような、至高なるアッラーの法に従わない夫ですか。そのような夫にも従順であるべきなのでしょう。(1953年2月号、M.H. 女性、ジョホール州ムアル)

夫は忠実にイバーダート[信仰行為]を果たしていますが、妻はイバーダートを行うよう命じられていない、あるいは妻にイバーダートに関する知識が全くなく、夫もそれを教えることがなかった場合、誰が罪を負うことになりますか。夫ですか、あるいは妻ですか。(1953年2月号、Z.A. 女性、スランゴール州テロック)

パンリマ・ガラン)

ジュディス・ジャモールは、夫婦関係がうまくいかない際に離婚に踏み切るという女性の決断を支えてきたのは親や親族といった近親のネットワークであることを強調した[Djamour 1959]。雑誌の投書欄に回答を求める女性の投書からは、近親者の生活圏を離れて都市生活を送る彼女たちには夫婦関係の悩みを打ち明けて相談する場を持たない状況があったことを示唆している。

別の投書では15年の結婚生活を続ける夫婦が話題とされている。

結婚して15年になる夫婦がいます。残念なことに彼らには子どもができず、2人は年配者たちの次のような言葉を聞いて落胆しています。「夫を持つ妻に子どもができなかったとしたら、来世で彼女は蛇や枕の大きさほどもある虫たちに乳をあげることになる！」これは本当でしょうか。それとも、単なるビドア[逸脱]あるいは迷信でしょうか。(1953年4月号、A.A. 女性、M.W. 女性、ジョホール州クライ)

当時の女性の地位向上に関する議論は、女性は結婚するものであり、結婚すれば子どもを産むものであるという考え方が社会にあることを前提に、結婚と出産という大多数の女性を通る道を歩もうとする女性を法律の上で保護することに関心を注いでいた。女性の地位向上がイスラム家族法の改革として論じられていたのもこのためである。この質問は、結婚生活を15年も続けてきたと記すことでこの夫婦の間では子どもがいなかったことが問題となっていないことを示した上で、宗教によって苦しみや罰を与えられるという心理的な圧力をかけられていることへの違和感が、質問の形式をとりながら表明されている。

おわりに

女性の行動や地位をめぐる質問、結婚に関する質問、親族でない男女の距離に関する質問は1950年代の前半に集中して投書された。戦災からの復興が進む時期に活動範囲を広げることで新しい環境に戸惑いを覚えるムスリム男女が多かったことが表れている。

1950年代前半のマレー世界では女性の社会的地位を向上させようとする運動が活発に起こされており、これに後押しされるようにしてシンガポールで

は1950年代半ばごろにイスラム家族法改革への合意が形成され、1955年に第一次法案の審議が開始された。当時は女性は結婚するものとの前提があり、イスラム家族法改革はこうした前提に基づいて結婚を安定させることで女性の生活の安定を図ろうとするものだった。

これに対し、本稿で見てきたのは、法律には直接関係しない生活のさまざまな場面で発生する女性の地位に関わる葛藤や戸惑いについて、ムスリム男女が周囲の人との考え方の調整をはかろうとする過程である。「千一問」は誌面を介して同時代を生きる読者同士が戸惑いを共有する場を提供していた。

参考文献

(1)雑誌・新聞

Qalam. Singapore/Selangor

(2)論文

Djamour, Judith. 1959. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. The Athlone Press.

光成歩 2012 「1950年代「強制婚」論議にみるカラム誌の改革論理」坪井裕司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅲ——マレー・イスラム世界におけるイスラム的社会制度の設計』(CIAS Discussion Paper 23) 京都大学地域研究情報統合センター、pp. 40-46。

光成歩 2018 「花嫁の自立——ナドラの結婚からみる1950年代シンガポール女性の地位」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅸ——マレー・ムスリムの越境するネットワーク2』(CIRAS Discussion Paper 78) 京都大学東南アジア地域研究研究所、pp. 21-36。

山本博之 2020 「投稿欄に見る雑誌読者コミュニティへの参加の欲求——『千一問』の女性名の質問を中心に」光成歩・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅺ——マレー・イスラム世界の女性と近代』(CIRAS Discussion Paper 92) 京都大学東南アジア地域研究研究所、pp. 8-15。